

---

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井 要君） 日程第3、議案第28号 専決処分の承認を求めることについて(松崎町税条例等の一部を改正する条例) の件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて(松崎町税条例等の一部を改正する条例) について、詳細は担当課長より申し上げます。

（窓口税務課長 高橋和彦君 提案理由説明）

○議長（藤井 要君） 以上で提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○6番（渡辺文彦君） 質問がないので、1つお伺いしたいんですけども、土地の問題に関してなんですけれども、大きなカッコ2のところの1、2にかかるところなんですけれどもね、今、所有者が見つからないところ、耕作している人に・・・、利用している方に、課税する事ができるという表現だと思うんですけども、これは、後日、所有者が確定した場合、明らかな相続人が確定した場合、既に支払っていた・・・、その利用していた人が、その土地を利用して収益を得ていた方が払っていた税金は・・・、新たにはっきりわかった本来の土地所有者の所に・・・、税金は転嫁できるですかね、その辺、ちょっと確認したいんですけど・・・。まあ、既に払っていた税金は、使用していた方が、ずっと払っていたらそれで終わりということなのか、その辺ちょっとおたずねしたいんですけど・・・。

○窓口税務課長（高橋和彦君） ただ今の御質問でございますが、調査を尽くしても、見当たらない場合に、実際に使用している方がいたら、課税台帳に登載して・・・、というものでございますので、一般的には、カッコ1のとおりその所有者というのは、現に所有する者として、相続人でございます。まあ、相続人が複数いる場合は相続人の連帯納税義務ということになります。それが、基本でございます。ただ、その、調査を尽くしても、既に、大分亡くなっているのが前で、戸籍を追えない場合も現にございます。にも係わらず、使用している人がいる場合には課税台帳に登載するというものでございますので、課税台帳に登載した方が納税義務者ということですので、搭載している間は、その方が払って、それが、その後明らかになって、課税台帳を改める必要がありましたら、改めた後、新しい方に課税していくということになります。

○6番（渡辺文彦君） それに関連して、最近相続放棄という問題が徐々に出てきているわけで

すけれども、そういった相続放棄でもって、所有者が、現れなかった場合、相続する人間が現れなかった場合、その場合はどういう対応をされるのか、ちょっと、その辺をお伺いしたいんですけれど・・・。

○窓口税務課長（高橋和彦君） 相続人の方々が、全員相続放棄をした場合でございますが、全員放棄をして相続人がなくなった段階で、その財産は相続財産法人、法人化します。通常ですとその相続財産法人は、利害関係人の申し出によって、相続財産管理人を選任して、その後の処理に当たるわけございまして、その管理人を誰が選任するか、ということもあるわけすけれども、いつかの議会で御質問にもお答えしている所ですけれども、町が利害関係人ということもあるわけですが、その相続財産管理人の選任に裁判所に対する予納金ですとか、かかる事務のボリュームですとか、大きいものですので、滞納額との、釣り合いによってということにもなるかと思いますが、全国的にも、そういった処理をしているということはあまり聞いておりません。

○7番（高柳孝博君） 同じく、今のカッコ2番のところですが、土地をですね、悪意のない使用ということで、占有みたいな格好になると思うんですけれども、そういった場合でも、この課税の対象ということで調査の対象にするのでしょうか。今みたいに相続している方がよくわからないけど、土地が空いているから、たとえば、使ってみようというような方もいらっしやると思うんですよね、そういった場合に、どのような対処をされるのでしょうか。

○窓口税務課長（高橋和彦君） この資料にはございませんが、そもそも固定資産税は、登記簿に登載されている方が納税義務者ということになりますので、登記簿に登載されている方に、課税をするものでございまして、単に使っている方に、課税をするというものではございません。

○6番（渡辺文彦君） 3番目のたばこ税の事に関してお伺いしたいんですけれど、ちょっと、これが、なんで、こういうことが、出てきたのか、よくわからないんですけれど、なぜ、こういうふうにしなければならないのか、ちょっと、それ、説明をお伺いしたいんですけれど・・・。

○窓口税務課長（高橋和彦君） このたばこ税の改正については、近年、軽量の葉巻たばこを紙巻きたばこと同じような感じで商品化をして、大分それが、市場が拡大をしているようで、ございます。単に重量によって課税をしているのが今の葉巻たばこの現状でございますけれども、なんというかビールの新ジャンルみたいな感じで軽量の葉巻たばこで商品を紙巻きたばこと同様な感じで売っているものですので、それを市場が拡大しているのを見逃すわけにはいかないということで、それを単なる重量制ではなくて、1本は1本で課税しましょうということにな

ったものでございます。

○3番（小林克己君） 固定資産税のところですけども、徴収ができて現在いない・・・、たとえば、固定資産税、これは、この所有者とかなにか、令和3年度以降、確定された場合には、その人に追徴という形で課税されるのでしょうか。

○窓口税務課長（高橋和彦君） 御質問は、現在そういう方がいて今後、判明したらということ・・・、だと思いますが、現在、そういう方は、当町にも、現にいらっしゃいます。で、調査を順次している所でございますが、全てにおいて、この状態ができているというものではございません。今後、調査を尽くして、ここに掲げた改正に基づいての、使用者の特定ですとか、現に所有する者の特定ができた場合には、課税台帳に登載した上で、課税を今後、していくという事になります。

○議長（藤井 要君） ほかに・・・。

（発言する者なし）

○議長（藤井 要君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第28号 専決処分承認を求めることについて（松崎町税条例等の一部を改正する条例）の件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（藤井 要君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

---